

## 札幌市児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金交付要綱

(平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁)

一部改正 平成 20 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 22 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 23 年 3 月 24 日  
一部改正 平成 24 年 3 月 30 日  
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 29 年 3 月 31 日  
一部改正 平成 30 年 3 月 30 日  
一部改正 平成 31 年 3 月 29 日  
一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたり継続する休暇を必要とする場合に、職員の母体保護又は専心療養の保障を図り、併せて児童福祉施設等における入所者の処遇を確保するため、代替職員を臨時的に任用する児童福祉施設等の設置者・事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内においてその経費を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の認可、同法第 34 条の 15 第 2 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項の認可を受けた別表 1 の第 1 欄に掲げる施設をいう。
- (2) 児童福祉施設等職員 前号に掲げる児童福祉施設等に勤務する職員のうち、労働契約上期間の定めのない別表 1 の第 1 欄の施設種別毎の第 2 欄に掲げる職種の常勤職員であって、児童福祉法第 50 条第 1 項第 7 号及び第 51 条に定める施設運営費、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に定める施設型給付費、同法第 29 条第 1 項に定める地域型保育給付費又は同法附則第 6 条第 1 項に定める委託費の支弁対象職員又は他の本市補助金交付対象事業の実施要綱に基づく加配職員である者をいう。
- (3) 産休等職員 前号に掲げる児童福祉施設等設職員のうち、出産、疾病又は負傷のため療養を必要とする者で、当該事由に基づく第 4 条に定める休暇期間中に就業規則又は労働契約の定めるところにより、給与の全額の支給を受ける者をいう。

(補助対象職員)

第 3 条 この要綱に基づく補助の対象となる職員は、児童福祉施設等において、産休等職員の職務を臨時に行う者として任用した職員で、当該産休等職員と同一の職種である者（以下「産休等代替職員」という。）とする。

- 2 前項に定める産休等代替職員は、産休等職員の休暇が産休によるものであるときは当該職員の出産予定日から、病休によるものであるときは次条第 1 項第 2 号に定める補助対象期間の初日から起算して、10 月前の日以降に新たに任用した職員であることとし、他の補助金等の交付対象職員又は児童福祉法第 50 条第 1 項第 7 号及び第 51 条に定める施設運営費の支弁において民間施設給与等改善費の加算もしくは

は子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に定める施設型給付費、同法第 29 条第 1 項に定める地域型保育給付費、同法附則第 6 条第 1 項に定める委託費の支弁において処遇改善等加算を受けている施設にあっては、加算額の計算における加算率の算出対象職員であってはならない。

(補助対象期間)

第 4 条 前条に定める産休等代替職員に係る補助対象期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 産休等職員の休暇が産休によるものである場合は、当該職員の出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前の日（出産日がこの日より前である場合は出産日）から、産後 8 週間を経過する日までの期間。
- (2) 産休等職員の休暇が病休によるものである場合は、当該職員が休暇を開始して 30 日を経過した日から、60 日を経過する日までの期間内において、当該職員が休暇を継続する期間。

(補助金額の算定方法)

第 5 条 補助金の額は、前条に定める期間内において産休等代替職員が実際に勤務した日数に、別表 2 に定める日額賃金の基準額又は当該職員との労働契約上の日額賃金のいずれか少ない額を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式 1）及び産休等代替職員任用承認申請書（様式 2）に医師の診断書（証明書）を添えて、市長に提出するものとする。この場合、産休等職員の休暇が病休によるものであるときは、医師の診断書（証明書）は、当該休暇の初日から継続したものでなければならない。

2 前項に定める申請は、原則として、補助対象期間の初日から 10 日前の日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式 3）及び産休等代替職員任用承認通知書（様式 4）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、補助対象期間終了後速やかに、事業実績報告書（様式 5）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 9 条 市長は、前条に定める事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、補助金確定通知書（様式 6）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、前条による補助交付額の通知後、速やかに当該確定額を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、第 6 条に定める申請者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第 9 条に定める補助金額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助対象事業者は、第11条第1項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第14条 市長は、補助対象事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第16条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の札幌市産休等代替職員制度実施要綱の規定により交付決定がなされているものの取扱いは、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 施設種別及び対象職種

1 施設種別	2 対象職種
(1) 保育所	保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員
(2) 母子生活支援施設	保育士、看護師、栄養士、調理員、指導員、心理療法担当職員
(3) 児童養護施設	保育士、看護師、栄養士、調理員、指導員、心理療法担当職員
(4) 乳児院	保育士、看護師、栄養士、調理員、指導員、心理療法担当職員
(5) 幼保連携型認定こども園	保育教諭、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員、養護教諭
(6) 家庭的保育事業	家庭的保育者、家庭的保育補助者、栄養士、調理員
(7) 小規模保育事業A型	保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員
(8) 小規模保育事業B型	保育士、保育従事者、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員
(9) 小規模保育事業C型	家庭的保育者、家庭的保育補助者、栄養士、調理員
(10) 保育所型事業所内保育事業	保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員
(11) 小規模型事業所内保育事業	保育士、保育従事者、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理員

別表 2 産休等代替職員の日額賃金基準額

日額賃金基準額	5,960円
---------	--------